

○安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例施行規則

平成29年9月21日

安中市規則第23号

改正 令和3年9月22日規則第24号

令和4年3月31日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例（平成29年安中市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(設置の届出)

第3条 条例第8条第1項の届出書は、太陽光発電設備設置届出書（様式第1号）とする。

2 条例第8条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 設置区域及びその周辺の状況
- (2) 条例第12条第1項に規定する説明会の開催の状況
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 条例第8条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 太陽光発電設備の設置に係る計画書（様式第2号）
- (2) 設置者が個人である場合にあっては、設置者の住民票の写し及び印鑑登録証明書（市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。）が作成する印鑑に関する証明書をいう。）
- (3) 設置者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書、定款及び印鑑証明書（登記官が作成する印鑑に関する証明書をいう。以下同じ。）
- (4) 資金計画書（様式第3号）
- (5) 残高証明書又は融資証明書
- (6) 設置者が個人である場合にあっては、直近の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類並びに事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (7) 設置者が法人である場合にあっては、直近に終了した事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類並びに事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

- (8) 設置区域に係る登記事項証明書又はその写し
- (9) 太陽光発電設備の除却に係る計画書（様式第4号）
- (10) 太陽光発電設備の設置に係る工事の施工期間中の災害防止対策計画書（様式第5号）
- (11) 土地所有者等の同意書（様式第6号）
- (12) 前号の規定による同意をする者が個人である場合にあっては、当該同意に当たって使用した印鑑の印鑑登録証明書
- (13) 第11号の規定による同意をする者が法人である場合にあっては、当該同意に当たって使用した印鑑の印鑑証明書
- (14) 設置区域から排出される排水が流入する河川等の水利権を有する者の同意書（様式第7号）
- (15) 説明会開催報告書（様式第8号）
- (16) 暴力団及び暴力団員等でないことの誓約書（様式第9号）
- (17) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項に規定する経済産業大臣の認定（同法第10条第1項の規定による変更がある場合は、当該変更に係る経済産業大臣の認定を含む。）又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）第2条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項に規定する経済産業大臣の認定（同条第4項の規定による変更がある場合は、当該変更に係る経済産業大臣の認定を含む。）を証する書類
- (18) 別表に定める図書

4 設置者は、第1項の規定による届出に当たって、正本1部及び副本10部を作成し、市長に提出しなければならない。

5 市長は、第1項に規定する届出書の提出があった場合は、当該届出書の内容を審査し、適正であると認める場合は太陽光発電設備設置同意通知書（様式第10号）により、適正であると認めることができない場合は太陽光発電設備設置不同意通知書（様式第11号）により当該届出書を提出した設置者に通知するものとする。

（同意の制限の特例）

第4条 条例第10条ただし書（条例第11条第3項において読み替えて準用する条例第10条ただし書を含む。）の規則で定める法令等に基づく許可等は、次に掲げるものとする。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項に規定する許可
- (2) 群馬県砂防指定地管理条例（平成15年群馬県条例第33号）第4条第1項本文に規定する許可
- (3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項に規定する許可
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項に規定する許可
- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項に規定する許可
- (6) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項本文に規定する許可
- (7) 群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例（昭和48年群馬県条例第23号）第14条に規定する承認

（令3規則24・一部改正）

（変更の届出）

第5条 条例第11条第1項の規定による変更の届出は、太陽光発電設備設置内容変更届出書（様式第12号）によるものとする。

2 条例第11条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 設置区域の所在地
- (2) 具体的な変更事項
- (3) 変更前及び変更後の内容
- (4) 変更の理由

3 条例第11条第3項において読み替えて準用する条例第8条第2項の規則で定める書類は、第3条第3項各号に掲げる書類のうち、条例第11条第1項の規定による変更に係る書類とする。

（説明会の開催を要する変更）

第6条 条例第12条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 設置区域の面積
- (2) 条例第8条第1項第4号に規定する対策の内容

（令3規則24・一部改正）

（住民等の理解を得られない事情）

第7条 条例第12条第3項の規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民等が太陽光発電設備の設置に反対する理由を明らかにしない場合
- (2) その他市長がやむを得ない事情として認める場合

(設置の開始等の届出)

第8条 条例第13条の規定による届出は、工事（開始・完了・中止・再開）届出書（様式第13号）によるものとする。

(標識の掲示)

第9条 条例第14条の規則で定める標識は、太陽光発電設備に関する標識（様式第14号）によるものとする。

(身分証明書)

第10条 条例第16条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第15号）によるものとする。

(指導、助言又は勧告)

第11条 条例第17条第1項に規定する指導又は助言は、指導・助言通知書（様式第16号）により行うものとする。

2 条例第17条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第17号）により行うものとする。

(公表)

第12条 条例第18条第1項の規定による公表は、安中市公告式条例（平成18年安中市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示、市ホームページへの掲載その他の適当と認められる方法により行うものとする。

(意見の陳述)

第13条 市長は、条例第18条第2項に規定する意見を述べる機会を与える場合は、意見を述べる機会の付与通知書（様式第18号）により設置者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた設置者は、公表に関する意見書（様式第19号）を提出し、及び必要に応じ口頭により、意見を述べることができる。

(審査会)

第14条 太陽光発電設備の設置に関する重要な事項を審議するため、安中市太陽光発電設備設置審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の組織、運営その他の必要な事項は、別に定める。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、太陽光発電設備の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（令和３年９月22日規則第24号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月31日規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

3 前項の場合において、この規則により押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができる。

別表（第３条関係）

図書の種類	縮尺	明示する事項	備考
設置区域位置図	10,000分の1以上	設置区域の位置を表示した地形図	
現況図	2,500分の1以上	1 設置区域の地形 2 設置区域の境界 3 設置区域内及び設置区域の周辺の公共施設	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
公図の写し		1 地目 2 面積 3 所有者	
求積図	500分の1以上	座標法等により算出した面積	
土地利用計画図	1,000分の1以上	1 設置区域の境界 2 太陽光発電設備の位置及び形状 3 公共施設の位置及び形状 4 公益的施設の位置及び形状	
造成計画平面図	1,000分の1以上	1 設置区域の境界 2 切土又は盛土をする土地の区域	1 切土又は盛り土をする土地の区域について、切土の

		3 崖（地表面が水平面に対して30度を超える角度をなす土地であって、硬岩盤（風化の著しいものを除く。） 2 道路、擁壁、^{のり}法面、以外のものをいう。以下同じ。）の位置 4 擁壁の位置 5 道路の位置、形状、幅員及び勾配	場合は黄色、盛土の場合は赤色で色分けをすること。 2 道路、擁壁、^{のり}法面、公園等を黄色及び赤色以外の色で色分けをすること。
造成計画断面図	1,000分の1以上	切土又は盛土をする前後の地盤面	高低差の著しい箇所について作成すること。
排水施設計画平面図	500分の1以上	1 排水区域の区域界 2 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、流水の方向、吐口の位置及び放流先の名称	流量計算書を添付すること。
給水施設計画平面図	500分の1以上	給水施設の位置、形状、内法寸法及び取水方法並びに消火栓の位置	排水施設計画平面図と一体的に作成することを可とする。
崖の断面図	50分の1以上	1 崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2種類以上である場合は、それぞれの土質及び地層の厚さ） 2 切土又は盛土をする前の地盤 3 崖面（崖の地表面をいう。以下同じ。）の保護の方法	1 切土をした土地の部分に生ずる高さ2メートルを超える崖、盛土をした土地の部分に生ずる高さ1メートルを超える崖又は切土及び盛土を同時に行った部分に生ずる高さ2メートルを超える崖に

			ついて作成すること。 2 擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項を示すことを要しない。
擁壁の断面図	50分の1以上	1 擁壁の寸法及び勾配 2 擁壁の材料の種類及び寸法 3 裏込めコンクリートの寸法 4 擁壁を設置する前後の地盤面 5 基礎地盤の土質 6 基礎くいの位置、材料及び寸法	計算によらなければ擁壁の安全性を判断することができない場合は構造計算書を、擁壁を設置する地盤が軟弱な場合は土質試験結果を添付すること。
設備構造図	50分の1以上	1 太陽光発電設備、架台等の形状、高さ、寸法、材料及び勾配 2 変電設備の形状、高さ及び寸法 3 排水施設その他の設備の形状、高さ、寸法、材料及び勾配	太陽光発電設備、架台、変電設備等のカタログ等を添付すること。
現況写真		設置区域及びその周辺の状況が分かるカラー写真（設置区域を朱線で表示したもの）	2方向以上の撮影方向を現況図に表示すること。

備考 図面については、設置区域を朱線で囲むこと。

様式第1号（第3条関係）

太陽光発電設備設置届出書

年 月 日

安中市長 様

設置者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

太陽光発電設備を設置したいので、安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

設 置 区 域 の 所 在 地	
設 置 区 域 の 面 積	m ²
太 陽 光 発 電 設 備 の 設 置 に 係 る 工 事 の 開 始 予 定 日	年 月 日
太 陽 光 発 電 設 備 の 設 置 に 係 る 工 事 の 完 了 予 定 日	年 月 日
太 陽 電 池 パ ネ ル の 設 置 枚 数	枚
想 定 発 電 出 力	k W
想 定 年 間 発 電 電 力 量	k W h
太陽光発電設備の設置に伴う土砂 災害に対する対策及び生活環境の 保 全 に 係 る 対 策 の 内 容	
設置区域及びその周辺の状況	
説 明 会 の 開 催 の 状 況	
備 考	

様式第2号（第3条関係）

太陽光発電設備の設置に係る計画書

太陽光発電設備の名称	
設 計 事 業 者	所 在 地
	事業者名
	電話番号
施 工 事 業 者	所 在 地
	事業者名
	電話番号
設置区域の所在地	
設置区域の面積	
太陽光発電設備の設置に係る工事の期間	
太陽電池パネル枚数	
想定発電出力	
想定年間発電電力量	
排水施設の設置計画	
消防水利の設置計画	
擁壁の設置計画	
給水施設の設置計画	
附属設備の設置計画	
太陽光発電設備の設置に係る事業費	
法令等に基づく許可等の見込み	
地域に対する貢献度	

生活環境の保全（自然保護、文化財保護、公害防止等）に係る対策	
公 共 施 設 及 び 公益的施設の整備計画 及 び 費 用 負 担	
周 辺 の 交 通 環 境	
需 要 の 見 通 し	
太 陽 光 発 電 設 備 の 設 置 後 の 管 理	
緊 急 時 の 連 絡 体 制 及 び 連 絡 先	

資金計画書

1 太陽光発電設備の稼働に係る収支内訳書

収入	支出	収支の合計

2 太陽光発電設備の設置後の資金の流れ（20年間分）

年数		竣工前	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
項目												
収入	借入金											
	自己資金											
	事業収入											
収入合計												
支出	工事費											
	用地取得費											
	借地費											
	管理費											
	修繕費											
	損害保険料											
	固定資産税（土地）											
	固定資産税（設備）											
	事業税											
	その他の税											
	撤去費											
支出合計												

年数		1 1 年目	1 2 年目	1 3 年目	1 4 年目	1 5 年目	1 6 年目	1 7 年目	1 8 年目	1 9 年目	2 0 年目	合計
項目	借入金											
	自己資金											
収入												
事業収入												
収入合計												
支出	工事費											
	用地取得費											
	借地費											
	管理費											
	修繕費											
	損害保険料											
	固定資産税（土地）											
	固定資産税（設備）											
	事業税											
	その他の税											
	撤去費											
	借入金返済費											
支出合計												

備考 撤去費の合計は、太陽光発電設備の設置に係る費用の5パーセント以上を目安とすること。

様式第 4 号（第 3 条関係）

太陽光発電設備の除却に係る計画書

太陽光発電設備の除却 に係る費用の総額	円
上記の費用の算出根拠	
上記の費用の確保の方針	
太陽光発電設備 の除却の方針	
備 考	

様式第5号（第3条関係）

太陽光発電設備の設置に係る工事の施工期間中の災害防止対策計画書

1 現場組織について

施工事業者	事業者名	
	所在地	
	電話番号	

2 現場施工体制について

施工管理者	所属する会社名	
	所在地	
	担当者氏名	
	電話番号	
事務責任者	所属する会社名	
	所在地	
	担当者氏名	
	電話番号	
緊急時の 連絡責任者	担当者氏名	
	電話番号	

3 太陽光発電設備の設置に係る工事の施工期間中の災害防止対策の方針（内容について、具体的に記載すること。）

様式第 6 号（第 3 条関係）

土地所有者等の同意書

年 月 日

安中市長 様

同意者
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
印

私は、次の太陽光発電設備の設置に係る説明を受けたので、当該太陽光発電設備の設置に同意します。

1 太陽光発電設備について

設置者の住所及び氏名（ 設置者が法人である場合 にあっては、その名称及 び代表者の氏名並びに主 たる事務所の所在地）	住所（主たる事務所の所在地）
	氏名（名称及び代表者の氏名）
設 置 区 域 の 所 在 地	
設 置 区 域 の 面 積	

2 同意者について

所有者又は管理者の別	
所有し、又は管理して いる土地の所在地	

様式第 7 号（第 3 条関係）

設置区域から排出される排水が流入する河川等の水利権を有する者の同意書

年 月 日

安中市長 様

同意者
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
印

私は、次の太陽光発電設備の設置に伴う、当該太陽光発電設備の設置区域から排出される排水の処理の内容に同意します。

1 太陽光発電設備について

設置者の住所及び氏名（ 設置者が法人である場合 にあつては、その名称及 び代表者の氏名並びに主 たる事務所の所在地）	住所（主たる事務所の所在地）
	氏名（名称及び代表者の氏名）
設置区域の所在地	
排水の放流先	

2 同意の条件

様式第 8 号（第 3 条関係）

説明会開催報告書

年 月 日

安中市長 様

設置者
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
電話番号



設置区域の所在地	
説明会の開催日	年 月 日
説明会の開催場所	
説明会の参加者数	
説 明 の 内 容	
土地所有者等・ 近隣関係者の 意見又は要望	
土地所有者等・ 近隣関係者の 意見又は要望 に対する回答	

様式第 9 号（第 3 条関係）

暴力団及び暴力団員等でないことの誓約書

年 月 日

安中市長 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

印

自己、自己の法人その他の団体又はその役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。
なお、必要な場合は、市が安中警察署に照会することについて承諾します。

- （１） 暴力団
- （２） 暴力団員
- （３） 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- （４） 暴力団員によりその事業活動に実質的な関与を受けている者
- （５） 自己、自己の法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- （６） 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
- （７） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- （８） 暴力団員と密接な交友関係を有する者

備考 この様式において「暴力団」とは安中市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいい、「暴力団員」とは同条第 2 号に規定する暴力団員をいいます。

様式第 10 号（第 3 条関係）

第 年 月 号
日

様

安中市長



太陽光発電設備設置同意通知書

次の太陽光発電設備の設置については、安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例第 8 条第 1 項の規定により同意します。

- 1 設置区域の所在地
- 2 太陽光発電設備の名称
- 3 同意に当たっての条件等

様式第 1 1 号（第 3 条関係）

第 年 月 号
日

様

安中市長



太陽光発電設備設置不同意通知書

次の太陽光発電設備の設置については、次の理由により同意をすることができません。

- 1 設置区域の所在地
- 2 太陽光発電設備の名称
- 3 同意をすることができない理由

様式第 1 2 号（第 5 条関係）

太陽光発電設備設置内容変更届出書

年 月 日

安中市長 様

設置者
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

年 月 日付けで同意を得た太陽光発電設備の設置について、当該設置の内容を変更したいので、安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例第 1 1 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

設置区域の所在地

具体的な変更事項	変更前の内容	変更後の内容	変更の理由

様式第 1 3 号（第 8 条関係）

工事（開始・完了・中止・再開）届出書

年 月 日

安中市長 様

設置者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付けで同意を得た太陽光発電設備の設置を（開始・完了・中止・再開）したので、安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例第 1 3 条の規定により、次のとおり届け出ます。

設置区域の所在地	
中止又は再開の理由	

備考

- 1 開始又は再開の場合は、太陽光発電設備の設置に係る工事の工程表を添付すること。
- 2 中止又は完了の場合は、太陽光発電設備の設置に係る工事の施工前、施工中及び施工後（中止の場合は、当該中止の時点のもの）の写真を添付すること。

様式第 1 4 号（第 9 条関係）

太陽光発電設備に関する標識		
市長の同意を得た年月日 及び当該同意の番号	年 月 日 第 号	
太陽光発電設備の名称		
設置区域の所在地		
設置区域の面積	m ²	
太陽電池パネルの設置枚数	枚	
想定発電出力	kW	
想定年間発電電力量	kWh	
太陽光発電設備の設置に 係る工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
太陽光発電設備の設置に 係る工事の施工事業者	所在地	
	事業者名及び 代表者氏名	
	電話番号	
緊急時の連絡先（設置者 が法人である場合に あつては、その名称及び 代表者の氏名並びに 主たる事務所の所在地）	住所（主たる 事務所の所在地）	
	氏名（名称及び 代表者の氏名）	
	電話番号	

備考

- 1 この標識の大きさは、縦120センチメートル以上、横90センチメートル以上とすること。
- 2 この標識は、当該標識に係る太陽光発電設備を除却するまで掲示すること。

様式第 15 号（第 10 条関係）

身分証明書の大きさは、縦 6 センチメートル、横 9 センチメートルとする。
（表）

身分証明書		第	号
写真 縦 3 cm 横 2 cm 安 中 市	所属		
	氏名		
	年	月	日生
上記の者は、安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例第 16 条第 1 項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。			
年	月	日	安中市長 ☐ 印

（裏）

安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例抜粋

- （報告の徴収及び立入検査等）
- 第 16 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者に対し太陽光発電設備の設置に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に設置者の事務所、事業所その他当該太陽光発電設備の設置に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（公表）
- 第 18 条 市長は、設置者が次に掲げる事由に該当するときは、その事実を公表することができる。
- （1）～（3） （略）
- （4） 第 16 条第 1 項に規定する報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合
- （5） （略）
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る設置者に意見を述べる機会を与えなければならない。

様式第 1 6 号（第 1 1 条関係）

第 年 月 号 日

様

安中市長



指導・助言通知書

安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり指導又は助言をします。

項目	指導又は助言の内容
災害が発生するおそれのある土地に関する事項	
土地の利用状況に関する事項 (法令等による行為の制限)	
公共施設及び公益的施設の整備等に関する事項	
給水に関する事項	
排水処理等に関する事項	
ごみ処理等に関する事項	
公害防止に関する事項	
文化財の保護に関する事項	
自然環境の保全に関する事項	
需要の見通しに関する事項	
周辺の交通環境に関する事項	
その他の必要事項	

様式第 1 7 号（第 1 1 条関係）

第 年 月 号
日

様

安中市長



勧告書

安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例第 1 7 条第 2 項の規定により、次の措置を講ずるよう勧告します。

- 1 設置区域の所在地
- 2 勧告の内容

3 勧告に係る措置を講ずる期限 年 月 日

様式第 18 号（第 13 条関係）

第 年 月 号
日

様

安中市長



意見を述べる機会の付与通知書

あなたは、安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例第 18 条第 1 項の規定による事実の公表に該当するため、あらかじめ同条第 2 項の規定により、次のとおり意見を述べる機会を与えます。

1 公表に関する事項

公表の理由	
公表の内容	
公表の時期	年 月 日から 年 月 日まで
公表の方法	安中市公告式条例第 2 条第 2 項に規定する掲示場への掲示、市ホームページへの掲載その他の適当と認められる方法

2 意見を述べる機会の付与に関する事項

意見を述べることができる期日	年 月 日
意見を述べる方法	
事務担当課	

様式第 19 号（第 13 条関係）

公表に関する意見書

年 月 日

安中市長 様

設置者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例施行規則第 13 条第 2 項の規定により、次のとおり意見を述べます。

- 1 設置区域の所在地
- 2 安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例第 18 条第 1 項の規定による事実の公表に該当することとなった理由

- 3 その他の特段の事情

備考 上記 2 の理由の説明に係る資料を適宜添付すること。

様式第1号（第3条関係）

（令4規則18・一部改正）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第3条関係）

様式第5号（第3条関係）

様式第6号（第3条関係）

様式第7号（第3条関係）

様式第8号（第3条関係）

様式第9号（第3条関係）

様式第10号（第3条関係）

様式第11号（第3条関係）

様式第12号（第5条関係）

（令4規則18・一部改正）

様式第13号（第8条関係）

（令4規則18・一部改正）

様式第14号（第9条関係）

様式第15号（第10条関係）

様式第16号（第11条関係）

様式第17号（第11条関係）

様式第18号（第13条関係）

様式第19号（第13条関係）

（令4規則18・一部改正）